

平成 28 年度第 1 回東京都高齢者保健福祉施策推進委員会
介護保険財政安定化基金拠出金率検討部会

<議事要旨>

日 時：平成 29 年 2 月 2 日（木）午後 2 時から午後 3 時 30 分まで
場 所：都庁第一本庁舎 26 階 26A 会議室
出 席：木村部会長、高橋委員、柳委員、山口委員
事 務 局：東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課

議 題：東京都介護保険財政安定化基金の状況、運用見通し
① 財政安定化基金の概要
② 各都道府県、都内保険者の状況
③ 財政安定化基金の運用見通し

議事内容：議題に沿って以下のような内容の意見交換が行われた。

議 題：東京都介護保険財政安定化基金の状況、運用見通し

① 財政安定化基金の概要

財政安定化基金の目的・仕組みや、これまでの基金残高、交付・貸付額の推移、拠出等の考え方について、事務局から説明

<上記に係る質問・意見等>

- ・基金残高が増えると、また取崩ということはあるのか。
⇒ 法改正がないとできない。
- ・国は拠出率を 0.039%としつつ、「0」となることを想定しているとはどういうことか。
⇒ 厚生労働大臣が定める拠出率は現状の残高を考慮せず、次の期にいくら使うかという観点で計算しているため、必ず何らかの率は出てくる。
⇒ 4 期以降、拠出を行っている都道府県はないと聞いている。

② 各都道府県、都内保険者の状況

各都道府県の財政安定化基金の状況、都内保険者の準備基金や給付費の状況について、事務局から説明

<上記に係る質問・意見等>

- ・保険者の介護保険財政の状況について、委員より以下の報告あり
 - ・ 27 年度に入り給付費の伸びが鈍化、準備基金残高もさらに増える見込み
 - ・ 総合事業への移行、その他の法改正の影響などもあって、給付費の動向を読みにくい。7 期計画の策定にあたって、十分注意、分析が必要

- ・準備基金の残高が、どのくらいが妥当かという基準はあるか。
⇒ 基準として示されたものはないが、計画期間が終了した段階で残った分は、次期に適切な取崩しを検討するようにということが、計画策定の際には厚労省から示される。

③ 財政安定化基金の運用見通し

今後の交付・貸付の見込み、基金残高の見通しについて、事務局から説明

<上記に係る質問・意見等>

- ・拠出率は給付費の年額にかけるのか、3年間の額にかけるのか。
⇒ 3年間の総給付費に拠出率を乗じて拠出額を算出し、3年間で等分して毎年度拠出を行うことになる。
- ・どのくらい基金残高を持っていけばいいかというような指標、例えば資料6でいう給付費の比率で何%とか、そのようなものは示されていないのか。
⇒ 示されていない。
- ・国の拠出率の0.039%というのは、一つの目安ではないか。7期に向けて国が出してくる拠出率で計算した数値を参考に、都のこれまでの状況もみて判断していくということではないか。
- ・拠出をすることになれば保険料に影響があり、住民・議会にも説明が必要になるが、「出すだけのお金」になる可能性があり、説明が難しい部分はある。
- ・仮に7期も0%で設定した場合、想定以上の貸付があつて残高がショートした場合は、どうなるのか。
⇒ 計画期間の途中から拠出ということも制度上は可能だが、各保険者の保険料設定、財政運営に多大な影響を与える方法なので、多少の余裕は持って運用見通しを立てておく必要がある。